

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 20 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 51 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 7 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 2 第 3 項</u>に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 12 条 勤務時間等条例第 15 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日の範囲内の期間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>身体障害者療護施設</u>、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>（6）～（25） [略]</p>	<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 7 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 2 第 2 項</u>に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 12 条 勤務時間等条例第 15 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日の範囲内の期間</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>障害者支援施設</u>、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>（6）～（25） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。